公益社団法人 日本彫刻会 特別賞規程

(名称)

第1条 西望賞以外の特別賞の名称は、別に定める。

(主旨)

- 第2条 西望賞は、本会故北村西望名誉会長より寄贈された基金により授与するもので、定款第2章第4条の目的達成の一環とするものである。
 - 2 特別賞は、本会、自治体、各種団体等から授与されるものであり、定款第2章第4条の目的達成の一環とするものである。

(授賞)

- 第3条 西望賞は、前条の主旨に沿い、毎年行なわれる本会の日彫展において、この賞に最もふさわしいと認められた優れた作品1点に授与するものとする。尚該当作品なき場合は、当該年度は授与しない。
 - 2 特別賞は、前条の主旨に沿い、毎年行なわれる本会の日彫展において、この賞に最もふさわしい と認められた優れた作品に授与するものとする。尚該当作品なき場合は、当該年度は授与しない。 (対象)
- 第4条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・ 理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京 都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者の作品は、その対象としない。
 - 2 特別賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を原則対象とし、賞の性格により対象範囲を定めることとする。ただし、本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者、その他の特別賞受賞者の作品は、その対象としない。

(審查)

第5条 特別賞の審査は、審査員長をこの法人の理事長とし、審査員にはこの法人の理事をこれに充て、 決定するものとする。ただし、審査員には理事会の承諾を得て、会員以外を委嘱することもできる。 2 特別賞の審査員の決議は、出席の審査員によって決定し、委任状はこれを認めない。

(賞金)

第6条 特別賞の賞金額は、別に定める。

(基金の維持・運用)

- 第7条 西望賞の基金(壱千萬円也)は理事会が維持・運用し、総会で承認を受けるものとする。 (規程の変更)
- 第8条 この規程についての変更は理事会で決定し、総会で承認を受けるものとする。

この規程は、昭和55年2月8日より実施する。

特別賞規程の変更

昭和 62 年 7 月 3 日一部変更平成 11 年 6 月 30 日一部変更平成 14 年 1 月 17 日一部変更平成 21 年 1 月 27 日一部変更

平成 22 年 11 月 1 日

公益社団法人移行に伴い一部変更平成 29 年 1 月 28 日一部変更平成 31 年 1 月 26 日一部変更